

審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	松阪市公平委員会
2. 開 催 日 時	令和8年4月28日（火）午前10時00分から午前10時30分
3. 開 催 場 所	松阪市役所 3階理事者控室
4. 出席者氏名	（委 員）◎川端委員、足立委員、寺本委員（◎委員長） （事務局）総務課 大野課長、大喜多主任、西尾 （説明員）橋本職員課長
5. 公開及び非公開	公 開
6. 傍 聴 者 数	0人
7. 担 当	松阪市総務部総務課 TEL 0598-53-4321 FAX 0598-26-4030 e-mail sou.div@city.matsusaka.mie.jp

協議事項

- （1） 令和7年度の職員の処分について
- （2） 職員団体の登録事項に関する報告について
- （3） 令和8年度研究会等への出席に係る調整について

議事録

別添ファイルのとおり

松阪市公平委員会委員会議事録

開催日時：令和 8 年 4 月 28 日 午前 10 時 00 分～10 時 30 分

開催場所：市役所 3 階 理事者控室

出席委員：川端委員長、足立委員、寺本委員

出席職員：橋本職員課長

事務局職員：大野事務局長、大喜多書記、西尾書記

【事務局（大野課長）】

本日はお忙しいところ、お集まりくださいまして、ありがとうございます。

ただいまから令和 8 年度第 1 回公平委員会を開催します。4 月から事務局長を務めます大野でございます。みなさま、今年度もよろしくお祈いします。

それでは、さっそくですが、本日お配りしております資料のご確認をお願いします。まず、本日の委員会の事項書が 1 枚、「資料 1 職員の懲戒処分の公表について」とある資料が 1 部、8 ページ構成のもので 1 ページ目に「資料 2 職員団体登録申請書」とある資料が 1 部、事項書含めて 3 種類をお配りしております。ご確認ください。

（資料の確認。問題なさそうであれば）

それでは、さっそくですが、議事の進行をお願いしたいと思います。進行につきましては川端委員長をお願いします。よろしくお祈いします。

【委員長】

ただいまから松阪市公平委員会を開会します。

なお、本日の議事の進行上必要と認めますので、松阪市公平委員会議事規則第 4 条第 2 項の規定により職員課職員の出席を認めます。

それでは、事項書の「議題 1 令和 7 年度の職員の処分について」事務局から説明をお願いします。

【職員課】

職員課長の橋本でございます。

まず、資料 1 の処分 1 でございます。こちらは健康福祉部係長級の女性 43 歳。所謂パワハラにより部下の職員に精神的苦痛を与え当該職員を精神疾患に至らしめたということでございます。処分としては停職 1 か月ということでございます。

処分 2 につきましては処分 1 の管理職でもございまして、この管理職の者が同席の場でも一部をおこなっていたということが確認されましたので、課長補

佐級女性職員 50 歳については処分内容減給 10 分の 1、1 か月をさせていただいております。

処分 3 でございます。市民病院医療技術部係員 42 歳男性でございます。こちらの者は給食担当でございまして、破棄すべき米飯や海苔の佃煮を使い調理したものを自分で食べていたことが発覚しまして、戒告としております。

処分 4 でございます。松阪市民病院医療事務部の男性職員でございます。こちらの者につきましては出退勤の時間とずれるような時間外申請を行っており、時間外手当をうけていたということでございます。出勤していない時間帯に時間外をしたということでしたので、そのあたりを問題視しております。減給 10 分の 1、1 か月となっております。

処分 5 でございます。部に所属しない係員 32 歳ということで、部に所属にしないというのは報道の資料でございますので、小さな課が集まった職員でございます。公務外ではございますが伊賀市与野地内の名阪国道上り車線にて時速 33km の速度超過で検挙されたということで、こちらの処分は戒告としております。

処分 6 でございます。こちら市民病院事務部係長級男性職員 39 歳、こちらの者については令和 3 年から令和 4 年までにおける松阪市民病院における契約事務におきまして、成果品の納品検査を行わずに検収印を押していた事実が発覚しております。こちらについては、代金の支払いをしておるんですが、そのうち 1 件については納品されていないにも関わらず契約金額を支払っておった事実が確認されておりますので、処分を行っております。こちら減給 10 分の 1、1 か月でございます。

処分 7、8、9 は同一のものになりますのでまとめてご説明いたします。処分 7 につきましては課長級 52 歳、処分 8 につきましては係長級 37 歳、処分 9 につきましては係員 37 歳でございます。同一の案件でございまして、令和 7 年 7 月 17 日から 19 日にまでに係る出張において発せられた旅行命令では公共交通機関を利用するとなっておりますが、私用車で用務先まで出張を行っていた事実を確認しております。出張後に、交通手段の変更をすることなく不正に旅費を受給していたかたちでございます。処分 7 は管理職ということもあり減給 10 分の 1、処分 8 係長級の者、処分 9 係員の者については戒告とさせていただいております。

処分 10 は環境生活部男性職員 48 歳のものでございます。こちらにつきましては、令和 6 年頃から令和 8 年 2 月まで、特定の職員に対して複数回の嫌がらせ行為を行い当該職員に心的ストレスを与え、部分的に病休を取得するようになったものでございます。職場の安全性と秩序を著しく損なう行為ということでございまして、戒告としております。

処分 11 でございます。こちらにつきましては教育委員会所属の男性係員 63 歳でございます。令和 7 年 7 月 19 日午後 10 時 35 分頃 JR 津駅構内に設置してあります券売機の全面パネルを素手で叩き損壊させたということで現行犯逮捕されております。こちらにつきましては戒告としております。

処分 12 でございます。市民病院の医師でございます。令和 7 年 12 月、令和 8 年 1 月に同じ職場で働く看護師に対して、職務上の地位の優位性を背景に、所謂パワハラを行い、心的ストレスを与え職場環境を悪化させたというところで減給 10 分の 1 としております。

以上、全体で 12 件分となります。よろしく申し上げます。

【委員長】

議題 1 について職員課から、令和 7 年度の職員の処分の報告がありました。何かご質問はございませんか？

【委員】 処分の件数が多くないですか。

【職員課】 そうですね。例年よりも多いです。半分は病院になるのですが、4 月から指定管理になるということもあり、今までの鬱積したものが出てきたのかなと思うところです。

【委員】 処分 7、8、9 は車の方が楽なことですか。

【職員課】 これは本人達いわく、車の方が楽に進むのと、所々寄り道ができると言っておりました。

【委員】 これは何処に行ったのですか。

【職員課】 東北地方のある市で行われた学会です。

【委員】 津駅でパネルを叩いたのは、酔っ払っていたのですか。

【職員課】 酔っ払っていました。普段から酒癖が悪く、飲まないようにしていたが、恩師との同窓会というのもあり、また他の人と別れてしまって、本人いわくお金を入れたが発券されなかったので腹が立ってやってしまったとのことです。

【委員】 パネルは叩いて壊れるようなものなのですか。

【職員課】 体格の良い男性でしたので、壊れてしまった。数十万円の賠償が発生してしまいましたが、JR と示談が成立しています。

【委員長】 ほかにご質問等はありませんか？ありがとうございました。職員課の方は退席してください。

続きまして、「議題 2 の職員団体の登録事項に関する報告について」事務局から説明をお願いします。

【事務局（大野課長）】

昨年度に提出されました届出につきまして、ご説明申し上げます。

毎年度自治労松阪市民病院職員組合及び松阪市職員組合から役員改選に伴い職員団体登録事項変更届が提出されております。令和 7 年度に提出されましたものにつきまして市民病院のほうから順にご説明申し上げます。

それでは資料 2 の 1 ページから 2 ページをご覧ください。

こちらは、自治労松阪市民病院職員組合から、役員の改選に伴い、地方公務員法第 53 条第 9 項及び職員団体の登録に関する条例第 4 条第 1 項の規定に基づき令和 7 年 7 月 4 日付けで職員団体登録事項変更届が提出されました。

松阪市民病院職員組合の新役員の職氏名、住所などが記載されております。役員の総数は、29 人です。

資料 4 ページから 5 ページにかけてございますように、今回の選挙が公正に執行されたことを証明する役員選出証明書も提出されており、役員改選につきまして、令和 7 年 6 月 10 日に公示され、同年 6 月 25 日に組合員 384 人のうち 326 人による投票の結果、新しい役員が決定いたしました。

続きまして、資料 7 ページをご覧ください。自治労松阪市職員組合から役員の改選に伴い、地方公務員法第 53 条第 9 項及び職員団体の登録に関する条例第 4 条第 1 項の規定に基づき令和 8 年 3 月 31 日付けで職員団体登録事項変更届が提出されました。

松阪市職員組合の新役員の職氏名、住所などが記載されています。

役員の総数は、27 人でございます。

つぎに、資料 8 ページをご覧ください。こちらは、今回の選挙が公正に執行されたことを証明する役員選出証明書で、役員改選選挙につきまして、令和 8 年 2 月 16 日に公示され、同年 3 月 9 日に組合員 939 人のうち 865 人による投票の結果、新役員が決定いたしました。なお、先ほど役員総数が 27 人と申し上げましたが、このページの下段部分に記載された 6 人については、今年度が任期

の 2 年目である者と、定期大会で承認されている者ですので、信任投票の対象にはなっていません。今回は、この 6 人を除く 21 人について、選挙が実施されています。

さて、この公平委員会は、既に登録を受けている職員団体からこのような変更の届出が提出された場合、地方公務員法及び職員団体の登録に関する条例の規定に基づき、その届出手続及び記載内容に問題がなければ、その変更内容を登録し、当該職員団体に通知をしなければならないこととなっています。

事務局におきまして、「変更内容が正確に記載されているか？」ということと、「適正に選挙が執行されたかどうか？」ということ、それから「信任選挙の対象となった者の得票が過半数を越えているか？」の 3 点について確認したところ、全ての点について不備がないことが確認できましたので、申し添えさせていただきます。

報告は以上です。

【委員長】

議題 2 について事務局から、職員団体から提出された書類について内容を確認したうえで不備がないという報告がありましたが、何かご質問はございますか？

質問なし

ないようですので、「自治労松阪市民病院職員組合」及び「自治労松阪市職員組合」から提出された登録事項変更届については、これを適正なものとして本委員会に登録することとします。

【事務局（大野課長）】

ありがとうございました。議題 2 についてはご承認いただいたということで、この会議が終了した後に、委員の皆様から決裁に印鑑を頂戴したいと存じますのでよろしくお願いいたします。

【委員長】

続きまして、議題 3 の「令和 8 年度各研究会日程」について事務局から説明をお願いします。

【事務局（大野課長）】

令和 8 年度研究会日程ですが、開催月、開催地など事項書に記載のとおりで

ございます。詳細等につきましては、開催案内状が到着次第、事務局から委員の皆様にご連絡をいたしますのでよろしくお願い致します。

まず、東海支部の総会等につきましては、5月25日(月)に四日市市にて予定されておりまして、東海支部事務局への報告の締め切りの都合上、事前に委員のみなさまにご予定をお伺いしましたところ、みなさまご出席いただけるというご連絡をいただきましたので、出席する旨東海支部事務局に報告いたしました。当日は事務局から1名(大野課長の予定)も出席します。

このほか、全国公平委員会連合会本部研究会7月、総会が11月に予定されております。また三重県支部の総会等が10月中旬に志摩市で開催予定ですが、三重県支部の事務局に確認したところ、例年と同様に「書面決議」とする可能性が高いということです。確定次第みなさまに連絡します。

本日は、7月の研究会と11月の総会(どちらも東京)につきまして、この機会に各委員の御出席についてお決めいただきたいと思っております。

よろしくお願い致します。

<参加する研修会の調整>

【委員長】

それでは決定しましたとおり各研修会への出席をお願いします。事務局は、それぞれの詳細がわかり次第、出席予定の委員さんへ通知してください。

さて、これで本日の議事につきましてはすべて終了しました。事務局又は委員さんで他に連絡事項はありますか。

【事務局(西尾)】

事務局から2点申し上げます。

【1点目】

5月25日開催予定の公平委員会東海支部総会についてです。

資料をお配りします。

お手元の資料のとおり

開催日時は5月25日の14時30分からとなっております。

会場は都ホテル四日市 4階 伊勢の間です。

受付時間は13時50分から14時25分となっております。

次に、会場に向かっていたいただくまでの流れですが、近鉄四日市駅からのほうがJR四日市駅より会場までの距離が近いことから近鉄を利用させていただく方がスムーズだと思います。改札を出てからの道順につきましてはお手元の資料の2枚目をご確認ください。

例年、現地集合現地解散をさせていただいております。今年度につきましても例年と同様で問題ないでしょうか。ご賛同いただけましたので、現地集合現地解散とさせていただきます。

総会については以上となります。

【2点目】

議題 2 でご承認いただいた職員団体の登録に関し、委員会終了後に決裁の印鑑をお願いいたします。押印していただきます資料は出口右側の机にありますのでご確認よろしくをお願いいたします。

以上となります

【委員長】

ほかに何かありませんか？

なければ、本日の公平委員会は閉会いたします。

本日はどうもご苦勞様でした。